

## 研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチームの設置について(案)

平成17年1月27日

## 1 趣旨

知的財産戦略専門調査会の審議に資するため、国費を原資として得られた大学・公的研究機関(以下、「大学等」と呼ぶ)の研究成果に関し、円滑な研究活動を推進するための方策について調査・検討を行うことを目的として、総合科学技術会議運営規則第9条第2項の規定に基づき、総合科学技術会議有識者議員からなる、「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」(以下、「プロジェクトチーム」と呼ぶ)を設置する。

## 2 検討内容

大学等において革新的な研究開発が推進され、優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されるためには、自由な研究環境を確保し、積極的に特許等知的財産権を活用するための環境整備が必要である。

特に大学等における研究活動について、他者の特許権の効力が及ぶとの見解が下されたことから試験又は研究等の実施に関しては制限がかかる可能性がある。

そこで少なくとも国費を原資とした得られた大学等の研究成果について、知的財産権の効力が及ぶ場合において、国と大学等との契約ガイドラインの策定等、円滑な研究活動を推進するための方策について調査・検討を行う。

## 3 検討方法

本プロジェクトチームの調査・検討は、知的財産に関する豊富な知見を有する者を招聘し、意見を聴取する等の方法により行う。

## 4 検討スケジュール

平成17年2月を目途に第1回のプロジェクトチームの会合を開催し、以降数回の検討を経て、検討結果を取りまとめる。取りまとめられた検討結果は、知的財産戦略専門調査会において審議を行うものとする。

## 他者の特許発明の使用について

### 課題

- 大学等の研究活動について、他者の特許発明が使用できないと自由な研究活動が阻害されるのではないかと懸念

- バイオ分野を中心として、より基礎的な上流の研究成果やリサーチツールの特許化が進み、後続の研究や下流の開発が妨げられるという懸念

### 特許法上の解釈

(特許権の効力が及ばない範囲) 第六十九条

- 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

(特許権の効力) 第六十八条

- 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。(以下略)

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ  
(2004.11)

- 「試験又は研究」の解釈について

対象：特許発明それ自体に限定

目的：「技術の進歩」を目的とする行為（特許性調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験）に限定

- 権利者の了解をとっていないリサーチツール特許等の実施については、特許発明それ自体を研究対象とする場合を除き特許権の効力が及ぶ。

- 大学等の研究活動については、我が国特許法が営利又は非営利目的により他者の特許発明の実施に区別を設けていないことに鑑みると、実施者が企業か大学等であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものでもない。

## 国と大学等との契約ガイドライン等 円滑な研究活動を推進するための方策の検討について

### 今後の対応

- 国費を原資として得られた大学等の研究成果について、大学等における試験・研究の自由を確保する為、国としても何らかの対応をとる必要

- 特許法第69条（試験研究の例外規定）の改正、解釈の見直し ×
- 日本版バイドール規定(産業活力再生特別措置法第30条)の見直し ×
- 当事者間のライセンス契約の問題 緩やかな対応が必要

- 米国では、自国の生命科学研究について多大の影響力を持つ国立衛生研究所（NIH）が、そのような懸念に対応する形で1999年にリサーチツールガイドライン（NIH資金の受領者に向けた勧告）を策定

国費を原資として得られた大学等の研究成果について、  
国と大学等との契約ガイドライン等  
円滑な研究活動を推進するための方策を検討